

要 望 書

令和 3 年 1 1 月

東京都森林組合

令和3年11月8日

東京都知事
小池百合子様

東京都森林組合
代表理事組合長 木村 康雄

令和4年度東京都予算編成に対する要望について

平素より、東京の森林・林業振興につきまして、格別のご指導ご鞭撻を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、私ども東京都森林組合は、東京都全域（島しょ部含む）を対象とし、森林所有者約2,600人の組合員を擁する協同組合であり、現在、都内の約7万9千ヘクタールの森林を計画的な整備により、毎年約2万m³のスギやヒノキの「東京の木・多摩産材」を出荷し、その利用拡大に取り組んでおります。

東京の森林は、木材生産はもとより、二酸化炭素の吸収、酸素の供給を始め、水源涵養、土砂災害の防止、都民の憩いの場の提供など多面的な機能を有する都民共通の貴重な財産です。

しかし、長引く木材価格の低迷に伴い、森林循環の停滞により、植林されてから60年が経過した多くの森林では二酸化炭素の吸収が低下するなど地球温暖化問題にも影響を及ぼしているのが実情であります。

こうした中、東京都における「森林循環促進事業」や「森林再生事業」等の実施により、植林から下刈り、間伐などの一連の森林整備を当組合が進めることにより、その機能が発揮されているものと認識しております。

一方、新型コロナウイルス感染症は、デルタ株の出現により本年8月には感染者が東京都で5千人を超え、医療体制が逼迫するなど危機的状況となりましたが、ワクチン接種の効果もあり10月に入り感染者数が減少し落ち着きを見せております。

加えて、新型コロナウイルスの影響により輸入木材が不足し、国産材の価格が一時期高騰する「ウッドショック」現象による期待感がありましたが、一過性となり原木価格に影響を及ぼすほどではありませんでした。

こうした状況から、抜本的な木材価格の改善には至らず、人件費だけは高騰するなど、今後の林業経営等に大きな影響が出ることを懸念しております。

今後、アフターコロナの経済環境もコロナ以前の状況に戻るとは言い切れず、まさに先が見えない予測不能な状況となっています。

一方、森林経営管理法の施行により、その財源となる森林環境譲与税につきましては、令和元年9月から東京都を始め各区市町村に交付されてきましたが、この財源の有効活用に向け、今後は、森林整備や「東京の木・多摩産材」の利用拡大を図るため、川中・川下である区市との連携を強化し、川上である東京の森林が更に整備されることを願い、東京都や関係する区市町村の協力と支援を仰ぎ、東京の森林の整備・保全に尽力してまいり所存であります。

つきましては、令和4年度の東京都予算編成に伴い、「森林の整備と林業・木材産業の振興」等に関する下記の10項目につきまして、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

【森林整備関連】

1 保育のための間伐事業の継続

(1) 造林補助間伐の継続

国の間伐補助対象森林は、森林経営計画の認定森林となり、一定の林齢以下で一定量以上の間伐材を搬出する森林が対象となっています。

しかし、地形が急峻で所有森林面積も小規模に細分化されている東京の森林では、他県に比べて搬出経費が割高となるなど間伐材の搬出が困難であり、林齢も高いこと等から国庫補助の対象外の森林の割合が多く存在しています。

こうした状況の中、従前より東京都単独による間伐の助成を受け、整備を進めておりますが、森林を健全に育成する保育間伐が未実施な森林や2回目間伐を迎えている森林も存在していることから、引き続き東京都単独の助成の継続を要望します。

(2) 森林再生事業の継続

森林は木材生産のみならず、水や空気を育み、私たちや動植物の生息環境を守ってくれる大切な財産と位置づけ、森林のはたらきを回復するために、手入れが行われず荒廃している多摩地域の奥山のスギ・ヒノキの人工林において、環境面の強化を図るための「森林再生事業」が実施されてきました。

本事業により多摩地域の森林において間伐や枝打ちが実施され、地域の環境面での整備が進められるとともに、林業事業体の育成等にも寄与し地域の活性化も図られていることから、引き続き事業の継続を要望いたします。

2 林道・森林作業道に対する整備促進の強化

(1) 森林循環の促進に資する林道等の開設予算の確保

多摩地域の森林は急峻な地形に加え、小規模所有者が多いことから、木材の搬出や保育施業など林業振興と森林整備にとって最も重要な基盤施設である林道等の開設に関しては、従来からの「林道開設事業」に加えて平成27年度から市町村と連携した「林道整備促進事業」に対する予算化に感謝しています。

しかしながら、急峻な地形が多いこと、また岩盤地形や軟弱地盤個所の対応などから開設単価が割高となり林道開設が進まない状況となっていることから、引き続き路網開設の促進を図るための開設予算の確保を要望します。

(2) 高性能林業機械に適応した既設林道の改良促進

現在、森林整備の取り組みの一環として、高性能林業機械等の導入による施業の低コスト化を図っているところです。

しかし、既設林道の中には、耐荷重不足な橋梁や狭い道路幅員となっている個所が多く存在しており、高性能林業機械を含め伐採木などを運搬する大型車両の導入に支障をきたしていることから、こうした個所の改良等

を図るための取り組みを要望いたします。

3 集約化施業の推進強化

(1) 森林境界の明確化

多摩地域における森林の所有規模は5ha未満が9割となっており、小規模に分散しているのが特徴となっています。

このため、森林施業効率が悪く荒廃の原因となっており、加えて相続等に伴い所有する森林の境界が不明確となる森林が増加している現状を踏まえ、その対策として東京都独自事業として「森林経営効率化支援事業」の実施・支援に感謝しております。

しかしながら、境界が不明確な森林は依然として多数存在していることから、森林施業等における現地確認や計画等における所有者確認に支障をきたしており、今後も継続して所有する森林境界の明確化を図り集約化施業などの拡大に向けた取組に対し、更なる支援を要望いたします。

(2) 森林作業道設置の拡充強化

森林作業道設置に際し、沢を横断する箇所や土場の設置等、構造物が必要な箇所等に対する支援が予算化され、徐々に整備が進められてきました。作業道を活用し、間伐や間伐材の搬出等を行うためには、間伐材や高性能林業機械等を仮置きする中間的な山土場の設置等も必要不可欠であり、森林作業道の急峻な地形など困難な個所での設置と山土場設置等に対する支援・助成の継続を要望いたします。

(3) 精度の高い森林情報の提供

多摩地域の林業事業者は、森林所有者に対して地域の特性を把握した提案型の森林整備を推進し、これまでの施業履歴等により地域の現状等を確認のうえ施業方法や今後の計画等検討していますが、東京都では平成29年度より航空レーザによる現況調査等を行い、多摩地域や島しょ部の森林情報等を調査したとのことです。

これらの情報や市町村が新たに整備する林地台帳等の情報を加えたデータを整理のうえ、森林整備に向けて林業事業者が簡易に活用できる情報の提供を要望いたします。

(4) 林業事業者等の強化事業の推進

林業は、他産業と比較して低賃金であり、また労働災害発生率が高いことや林業事業者等が小規模零細で経営基盤が脆弱なことを踏まえ、都独自の経営基盤の強化、林業技術者の雇用の維持・安定化、労働環境整備による従事者の定着等の事業支援に対し感謝しております。

しかしながら、林業機械・装置等の費用補助や経営拡大・多角化の費用補助を受けるのは、零細な事業者では限度があり、計画的に進めるには一定期間の年月が必要なことから、目標達成まで継続した支援を要望いたします。

(5) ドローンを活用した低コスト林業の推進

苗木やシカ柵資材等は、林道等から現地までの運搬を人力により行ってきましたが、多摩地域の森林は急峻な地形が多く、作業員の負担となり現地での作業効率の低下や安全面の確保が図れないなどの課題があります。

こうした状況からドローン操作資格取得等に対する支援に対し感謝しております。

しかし、ドローン運搬は、気象条件や飛行に伴い頻繁にバッテリー交換を行うなどの課題があり、その改善が急務となっています。加えて、災害時の現地調査時等にも活用できる官民が連携した体制の構築の必要不可欠なことから、そうした対応を講じるよう要望いたします。

4 台風災害等による林道災害復旧並びに治山対策の強化

本年も静岡県熱海市で豪雨に伴う土石流の発生や地球温暖化に伴う「線状降水帯」発生が多発しており、今後、台風シーズンを迎え被害の増大を危惧しています。

本都においては、令和元年10月に襲来した台風19号により多摩地域

では、森林の斜面崩壊をはじめ、林道の路面洗堀や路肩、斜面の崩落等の発生により、通行止めとなった個所が多く発生しましたが、東京都や各市町村の尽力により一部を除き復旧・開通しています。

しかしながら、現在でも檜原村や八王子市の林道では通行止めが続いており、森林施業等を行うに際して支障をきたしているのが現状です。

更に、被災した崩落個所等では森林の公益的機能が低下しており、今後の集中豪雨や台風等により、下流域への人家等への影響も懸念されています。

このような状況を踏まえ、一部通行止めとなっている林道と被災した森林の早期復旧を図るとともに、土砂災害等の未然防止対策、島しょ地域における防風林整備等を含め、治山事業の強化や既存施設の点検・維持管理、林道の災害復旧等を要望いたします。

5 第2種シカ保護管理計画の着実な実施

東京都のシカ保護管理計画は平成17年9月から始まり、平成29年4月には「第5期東京都第二種シカ管理計画」が制定されているが、多摩地域のシカの生息区域は奥多摩町、青梅市、檜原村で拡大し、更に八王子市、あきる野市、日の出町においてもシカの日撃情報が多数あるなど森林を抱える東京西部地区全域にまで拡大しています。

こうした状況から新植した苗木の食害や立木の皮むきなどシカによる林業的な被害も拡大しており、生息調査や森林被害調査等を含めた対策を行うとともに直近の計画にある効果的な対策と目標生息数の達成とシカによる食害からの根絶に向けての対策を講じるよう要望いたします。

一方、シカの捕獲の担い手である狩猟者は高齢化が著しく捕獲が困難な状況にあることなどから、狩猟者の確保・育成や効果的な捕獲方法等次期計画においても引き続き対策を講じるよう要望いたします。

【林業・木材産業振興関連】

1 東京の木・多摩産材の利用拡大の強化

東京の森林の多くは昭和30年代に植林されたスギ・ヒノキであり林齢も60年が経過し伐期を迎えた中、東京都や区市町村において、東京の木・多摩産材の利用を進めるとともに情報提供機能の強化に努めていただき感謝申しあげます。

こうした多摩産材の利用拡大が図られることは、林業振興や地域経済の活性化に不可欠なことであり、また、地元で育てられた木材は地域の気候に適応し調湿作用などの働きを有することから、住環境にも適しているとともに、輸送に伴い排出する二酸化炭素の量も他県産と比べ環境への負荷も軽微となっています。

しかし、多摩産材の知名度の低さや利用されることで森林の循環が促進され、二酸化炭素の吸収や酸素の供給等公益的機能の強化が図られることなどの有効性が理解されていないのが現状です。

一方、一昨年(2019年)の11月には、経済同友会が中心となり、「木材利用推進全国会議」が各地の経済同友会や各都道府県や市町村等の地方自治体、企業や団体の参加を得て木材の利用促進について全国規模で展開する会議が設立されました。

こうした利用に向けた機運や木材利用の効果や利用することの意義を都民や関係企業にこれまで以上に普及・PRし、多摩産材としての付加価値を高め、川上・川中・川下が連携した取組みに向けての強化を要望いたします。

2 林業労働力総合対策事業の推進

林業技術者は、国や都の林業労働力対策等により増加傾向にあるものの、森林整備に携わっている作業員は経験年数も浅く、作業道の整備や伐採・搬出などの高度な技術を有している作業員が少ないのが実情であることから、本年度より、伐採・搬出技術者育成のための「東京トレーニングフォレスト」事業が具現化されたことに対し感謝申しあげます。

今後は、技術者の高齢化が進んでいる現状を踏まえ、この育成強化支援を活用し、林業事業体として経営基盤を確立し、3K「きつい、汚い、危険」職場での環境改善が図れ、若手作業員が短期間で離職することなく技術者が地域に定着し安定した生活が確保されるよう「林業労働力総合対策支援」を継続・支援し対策を強化するよう要望いたします。

3 森づくり推進プランの着実な推進

東京都は、令和3年4月に「森づくり推進プラン」を改訂しました。

本プランは、令和3年度より12年度までの10年間の計画としており基軸1として「森林整備を促進し公益的機能を高める森林整」基軸2「生産性と公益性の高い林業経営」基軸3「多摩産材をはじめとする国産木材の需要拡大」基軸4「都民や企業による森林利用の拡大」の4つの基軸を定め森林整備と林業振興に向けた施策を展開することとしています。

東京の森林は、技術者の不足、シカによる林業被害の深刻化、相次ぐ災害への対応、また林業事業体の経営基盤強化、多摩産材の利用拡大、さらに基盤となる林道整備促進、SDGsが掲げる森林づくり、加えて森林所有者意欲が減退し森林への関心が希薄となるなどの様々な課題を抱えており、その対応に向けた取組みを計画的かつ着実に推進し、東京フォレストビジョンで示された東京の森林の50年先100年先を見据えた7つのメッセージの実現に向けて、都の既存計画や「森づくり推進プラン」を含め具体的な取組みを具現化し、東京の森林の将来に夢と希望が持てる仕組みの構築を要望いたします。

4 国の森林環境譲与税の有効活用に向けた支援強化

平成31年4月1日より国の森林経営管理制度が施行され、本制度導入に伴い、東京都が主体となり森林を有する6市町村（八王子市、青梅市、あきる野市、日の出町、奥多摩町、檜原村）と連携し、制度運用等を担う「東

京都森林管理制度協議会」が昨年11月に設立されました。

この「森林経営管理制度協議会」では当組合も協議会事務局の一員として参画しており、今後市町村が森林経営管理法に係る事務である意向調査やその調査結果に基づき、経営管理意欲がない森林所有者について市町村が委託を受け、境界調査などを実施し意欲と能力のある林業事業体に再委託し管理するシステムとなっています。

しかしながら、森林環境譲与税における現状の譲与基準は、森林面積だけでなく、人口による按分により23区を始め森林が存在しない多摩地域の市に相応の配賦がされていることを鑑み、この譲与税を財源として多摩産材の利用拡大や多摩の森林整備の活用に向けて、23区等への積極的な働きかけや指導等を併せて要望いたします。

5 新型コロナウイルスに対応した安定的な森林施業の確保

現在、蔓延している新型コロナウイルスによる感染拡大の影響もあり、東京都においても新型コロナ対策費用が増大し、森林関係予算の削減が危惧されています。

森林は、木材の供給をはじめ、水源のかん養やCO₂の吸収による地球温暖化の緩和、災害の防止などの多面的な機能を有しており、適切な森林整備により、その機能の維持と増進を図っています。

森林の多面的な機能の維持と増進を図るためには、計画的に施業を実施し管理することが必要不可欠であり、その施業を行う作業員の人材育成には10年間に亘る長い年月が必要となります。

こうした森林の維持・管理並びに貴重な人材を逸失させないためにも、森林関係予算の安定継続した確保を要望いたします。